

移転貨物運送保険のご案内

日本通運の「移転インシュアード」をご利用いただきますと、日本通運を保険契約者とし、荷主の皆さまを被保険者（保険の補償を受けられる方）とする移転貨物運送保険（以下、『移転インシュアード保険』といいます。）が付帯されていますので万一の事故の際に補償を受けることができます。

この書面は移転インシュアード保険の商品内容をご理解いただき、事故時にすみやかに対応していただくために、特に重要な情報およびお客さまにとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご不明な点がありましたら、営業担当者にお問い合わせください。

1. 移転インシュアード保険の概要

この移転インシュアード保険は、日本通運が取り扱う移転商品「移転インシュアード」を利用されるお客さま向け専用商品です。

したがって、この保険は日本通運に「移転インシュアード」で移転業務を依頼された場合にのみ有効となります。

移転インシュアード保険の保険金額（お支払限度額）は次のとおりです。

移転インシュアード保険

保険金額（お支払限度額）

1億円

2. 保険金をお支払いする主な損害

保険金をお支払いする主な損害は、日本通運が輸送を行う移転貨物に生じた破損・折れ損・濡れ損・汚損、盗難及び衝突、火災などによる損害ならびに貨物を搬出・搬入する建物の床や壁の損傷に対する修理費用です。

また、保険金をお支払いできない主な損害は次のとおりです。（詳しくは営業担当者にお問い合わせください。）

保険金をお支払いする主な損害

- 輸送中に事務机を破損した。
⇒ **事務機の修理費用をお支払いします。**
- 輸送中に机を破損し廃棄処理となった。
⇒ **廃棄費用をお支払いします。**
- 貨物の搬入中に移転先の床に傷がついてしまった。
⇒ **損傷部分の修理代をお支払いします。**

保険金をお支払いできない主な損害

- × 遅延による損害（運搬が予定より遅れたために生じた費用・損害）
- × パソコンに保存されたデータが失われた場合の逸失利益などの間接損害
- × 地震、戦争、暴動などによる損害
- × 美術品や骨とう品などの貴重品に発生した格落ち損害
- × オーディオ、パソコンを含む電化製品などに生じたご契約期間（保険期間）中の偶然かつ外来の事由によることが明らかでない原因不明の作動不良・故障による損害、または調整費用

など

3. 保険の対象とならない主なもの

次のものは、この保険の対象に含まれず、保険金のお支払い対象となりません。

- ◇ 貨紙幣類（金・銀・白金の地金を含みます。）・有価証券・新株券
- ◇ 家畜、生動物（金魚等の魚類を含みます。）、植木・盆栽・苗・生花等の植物
- ◇ 記念品、コレクション、記念写真等所有者の主観的価値のみが存在し、客観的な価値の算出が不能なもの
- ◇ 設計書、図案、外部記録媒体その他これに類似のもの
- ◇ 自動車（作業用特殊自動車、自力走行可能な重機・建機、中古自動車、自動二輪車、原動機付自転車を含みます。）、ヨットおよびモーター・ボート
- ◇ 宝石・貴金属類（これに類似のものを含みます。）
- ◇ 1点または1組が1億円を超える絵画・美術品・骨とう品
- ◇ 個人の家財

など

4. 個々の輸送の保険責任の始期および終期

移転のため貨物が発送地における保管場所において、輸送用具またはその他の輸送手段により貨物を輸送する目的で最初に動かされた時に開始し、通常の輸送過程を経て、お客さまの移転先場所において、対象となる貨物の移転作業が終了した日の翌日の午後12時をもって終了とします。「通常の輸送過程」には、対象となる貨物が運送業者指定の保管場所で一時保管される場合を含みます。

※梱包、解体・すえつけ等も運送業者に委託される場合やレイアウト変更を行う場合などは一部異なります。詳しくは営業担当者にご確認ください。

5. 保険金の算定基準

お支払いする保険金の算定基準は、到着地における再調達価額（美術品・骨とう品の場合は貨物の時価額・書類の場合は梱包1個あたり1万円）を基準とします。修理可能な場合は、合理的な修理費用を損害額とみなします。ただし、再調達価額を限度といたします。再調達価額とは、損害品の購入時の価額を指すものではなく、損害品、またはそれと同一の質、用途、規模、型および能力のものを事故時点で再調達を行うのに要する額をいいます。また、損害に伴う費用損害の1事故お支払い限度額は以下のとおりです。

（注）実際に修理をしない場合などでは、損害程度に応じ算定を行う場合があります。

建物等修理費用保険金	1,000万円	残存物取片付け費用保険金	300万円
検査費用保険金	300万円	再調達費用保険金	300万円

事故が発生した場合は、移転貨物の所有法人から日本通運に保険金の請求・受領について「委任状（※1）」をご提出いただけます。移転貨物の所有法人から委任状をご提出いただいた場合は「再調達価額」、移転貨物の所有法人以外からご提出いただいた場合は「時価額（※2）」で保険金を算定することとなりますのでご注意ください。

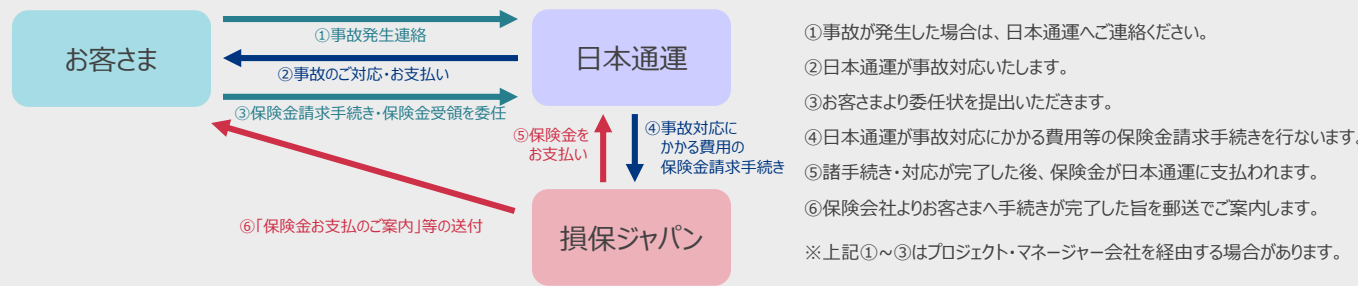
- ※1：後記「6. 事故が発生した場合のお手続きについて」をご参照ください。
- ※2：時価額とは、損害が生じた地および時における貨物の価額をいいます。

6. 事故が発生した場合のお手続きについて

- ①事故が発生した場合は、担当の日本通運営業所へただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと、事故について確認ができなくなる恐れがあり、保険金を削減してお支払いする場合があります。また、保険金請求権につきましては、時効（3年）があります。
- ②事故発生のご連絡を受け付けた場合には、日本通運または損保ジャパンより保険金請求の手続きに関してご案内します。
日本通運は、お客さまから保険金の請求・受領について委任を受け、お客さまに代わって保険金請求手続きを行ないます。

<保険金の請求・受領の流れ>

日本通運がお客さまの窓口として対応しますのでご安心ください。



個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

● 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決期間）	（おかけ間違いにご注意ください。）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。	
＜窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター＞ （ナビダイヤル）0570-022808（通話料有料） 受付時間：平日9:15～17:00（土・日・祝日・年末年始は休業） 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（ https://www.sonpo.or.jp/ ）	

<引受保険会社 担当営業店>

損害保険ジャパン株式会社
SOMPO
〇〇支店〇〇課支社
〒※※※-※※※※ 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇
Tel:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

（お問い合わせ先）取扱代理店